

諮問番号：平成30年度諮問第1号

答申番号：平成30年度答申第1号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

請求人は、本件児童に係る次の事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張しているものと解される。

(1) 人と話してコミュニケーションをとることが難しく、質問が理解できないと全て「わからない」と答えてしまうため、自分の思いを伝えることが難しい。感情を伝えることも苦手で、どう伝えて良いかわからなくなってイライラしたり、自分で自分を責めて急にパニックになったり、泣き出すこともある。

(2) 母子分離不安が強い。学校等でもささいなことで母を思い出し、泣いて「母に電話してほしい、母がどこかに行ってしまう」と言い出し、集中できなくなる。不安を解消するために服薬しており、徐々に量を増やしているが改善されず、学校にも家族の写真を持って行っている。

(3) 「多動」があり、外出先などで落ち着きがなく、お店などでは興味がある物があると急に走って行ってしまい、母と離れたことに気付くと大声で探したりする。何でも物に触ってしまうため、常に手をつないで行動している。

(4) 家にいても、一人で遊ぶことが多く、寝るときは母と一緒に、小さいころから使っているタオルケットとぬいぐるみを持ち、指しゃぶりをしている。母が布団を出るとすぐに起きてしまう。

(5) 学校でも不安が強くイライラしてしまうことも多いので、落ち着くためにバスタオルやぬいぐるみ、家族の写真を持参している。一人になれる場所を作ってもらい、何かあると落ち着くまでその場所にいることもある。

音に敏感なところがあり、大きい音や嫌いな音がするとイヤーマフを使用することもある。

また、支援クラスは3人という少人数であるにもかかわらず、その中でも落ち着かなかったり、イライラしたり不安になることが多いので、先生が1対1の対応をしている状況であり、通常学級へは参加できていない。1日の

予定を事前にきちんと伝えないと、急な予定変更にはついていけずにパニックになるときがある。

人とコミュニケーションをとることが苦手なためなかなか友達ができず、不安やイライラが強いため、服薬も多い。

- (6) 児童デイサービスでもイライラする場面が多々あり、大声を出すことや活動に参加できないときも多い。デイでは小部屋がないため、他の児童と離れた場所で職員が1対1で対応することもある。

## 2 処分庁の主張の要旨

- (1) 処分庁は、嘱託医師の判定を得て、本件診断書により、「発達障害関連症状」、「精神症状」及び「問題行動及び習癖」があるとされているものの、「問題行動及び習癖」及び「日常生活能力の程度」に日常生活が著しい制限を受ける程度の不適応な行動がないこと、「要注意度」が「随時一応の注意が必要」とされていること、「精神医学的総合判定」が「軽度」とされていること等から、政令別表第3に定める障害の状態に該当しないと認定した。
- (2) 審査請求人の主張する事情を踏まえても、「日常生活能力の程度」がほぼ「自立」とされていること、要注意度が「随時一応の注意が必要」であること、「精神医学的総合判定」が「軽度」であることから、「対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために、日常生活に著しい制限を受ける」状態ではないと判断したものであり、原処分の判定内容は適正である。

## 第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。
- 2 審査請求人は、対象児童に係る個別の事情を挙げ、そうした事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張している。

確かに、対象児童は、学校生活及び日常生活において、一定程度の制限を受ける状態にあると認められるものの、手当の受給資格が認定されるためには、特別児童扶養手当認定診断書に記載された障害の状態が、嘱託医師の審査判定も得て、総合的にみたときに、認定要領及び認定基準に定める基準に合致するものと判定される必要がある。

そして、審査請求人の主張する事情は、診断書に記載された内容を超える新たな事情と認められるものではなく、仮に、審査請求人の主張する事情も含めて、診断書の記載内容を総合的に判断してみても、認定要領にいう2級の基準である「日常生活は極めて困難であるもの」に該当するとまではいえないから、

原処分を違法又は不当とする余地はない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

平成30年4月19日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月24日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害の程度は、認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで、同診断書をみると、発達障害関連症状としての「相互的な社会関係の質的障害」及び「言語コミュニケーションの障害」はいずれも「乏しい」とされているが、「限定した常同的で反復的な関心と行動」は「軽度」とされている。他方、請求人の主張によると、対象児童は学校等家族と離れて生活する場面において母子分離不安が強く、診断書においても、「多動」があり、「常に落ち着きがなくそわそわと体の一部が動いている」こと等が指摘されている。

しかしながら、「精神医学的総合判定」は「軽度」とされ、IQは97と「正常」であり、日常生活能力の程度は、「洗面」及び「入浴」が「一部介助」（見守りや声かけを要する程度）とされているほか、「食事」、「排泄」及び「衣服」は全て「自立」とされ、身の回りのことなど基本的な行為はほぼ行うことができ、要注目度も「随時一応の注意が必要」とされるにとどまっている。

これらの点を総合的に判断すると、対象児童が認定基準にいう日常生活が著しい制限を受ける状態にあるとまではいえず、対象児童について障害等級2級に該当するとまではいえないとした嘱託医師の判断及びそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められない。

したがって、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美